名目国内総生産（季節調整系列）　（前期比）　（単位：％）

| | 国内総生産（支出側） | 民間最終消費支出 | 家計最終消費支出 | 除く持ち家の帰属家賃 | 民間住宅 | 民間企業設備 | 民間在庫品増加 | 政府最終消費支出 | 公的固定資本形成 | 公的在庫品増加 | 財貨・サービス | | | 国民総所得 | 総固定資本形成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | 純輸出 | 輸　出 | 輸　入 | | |
| 2009／ 1― 3. | −3.7 | −1.9 | −2.0 | −2.4 | −7.7 | −10.0 | (−1.0) | 0.5 | 1.6 | (−0.0) | (0.1) | −27.8 | −26.9 | −3.9 | −7.6 |
| 4― 6. | −0.1 | 0.6 | 0.6 | 0.7 | −10.9 | −5.6 | (−0.6) | −0.9 | 3.9 | (0.0) | (1.3) | 10.1 | −1.7 | 0.0 | −4.6 |
| 7― 9. | −0.6 | −0.2 | −0.2 | −0.3 | −8.8 | −3.4 | (0.1) | 0.8 | −2.7 | (0.0) | (0.1) | 7.9 | 7.5 | −0.8 | −4.0 |
| 10―12. | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | −3.6 | 0.6 | (−0.2) | −0.4 | −1.3 | (−0.0) | (0.5) | 4.8 | 1.2 | −0.2 | −0.3 |

＊（　）内の数値は寄与度。
＊国内家計最終消費支出、民間企業設備、民間在庫品増加　1994年１－３月期～直近期の原系列に季節調整をかけている。
　その他の需要項目　1980年１－３月期～直近期の原系列に季節調整をかけている。

# 公　告

## 諸　事　項

### 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２２年（フ）第３２７号**
宮城県宮城郡松島町高城字三居山一54番地の55セザール松島管理人室
債務者　伊藤　昭雄
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月４日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第３２８号**
宮城県宮城郡松島町高城字三居山一54番地の55セザール松島管理人室
債務者　伊藤由美子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月４日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２１年（フ）第１７０７号**
福岡市南区野間１丁目12番18―202号
債務者　幸　　徳雄
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨山　　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月７日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第９５１７号**
大阪府東大阪市横小路町６丁目３番28号
債務者　手操　正恵
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安尾　明裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月27日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１２３３号**
大阪市西淀川区佃１丁目６番２号
債務者　山本　雅信
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沙々木　睦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１３６３号**
大阪府東大阪市吉田本町１丁目７番８号　第２高山ハイツ503号
債務者　岡村こと中谷こと　許　　恵子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　健策
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１３８５号**
大阪府枚方市高野道２丁目20番３―201号
債務者　山田　史子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１３９８号**
大阪府茨木市美沢町７番510号Ａ棟、住民票上の住所大阪府茨木市横江２丁目１番４号
債務者　喜多八千代
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　孝江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１３９９号**
大阪府茨木市美沢町７番510号Ａ棟、住民票上の住所大阪府茨木市横江２丁目１番４号
債務者　喜多　忠範
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　孝江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２８号**
群馬県みどり市大間々町桐原763番地10
債務者　大西　常雄
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石渡　啓介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２２年（フ）第２９号**
群馬県みどり市大間々町桐原763番地10
債務者　大西ハツヱ
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石渡　啓介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
前橋地方裁判所桐生支部